

議案第 15 号

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の
一部改正について

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
所要の改正を行うため

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年条
例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第12条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、
同条中「複合型サービス」の次に「（介護保険法施行規則第17条の10に規定する看護
小規模多機能型居宅介護に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。